

健康福祉課

今年、民生委員制度創設から 100 周年を迎えました。

民生委員制度は、大正 6 年に岡山県で発足した「済世顧問制度」（※1）が始まりです。翌大正 7 年には大阪府で「方面委員制度」（※2）が誕生し、広く全国に普及しました。

その後、昭和 21 年の民生委員令の公布により「方面委員」は「民生委員」に改称し、昭和 22 年に制定された児童福祉法により児童委員制度が創設され、民生委員が児童委員を兼務することとなりました。昭和 23 年には民生委員法が制定され、済世顧問制度から現在まで、100 年にわたり制度として引き継がれています。

済世顧問制度の設置規程の公布日が 5 月 12 日であったことから、この日を「民生委員・児童委員の日」とし、その日からの 1 週間を活動強化期間として、全国各地で民生委員児童委員制度の普及啓発に向けた取組が実施されています。

※1 大正 5 年 5 月、宮中で開催された地方長官会議の場で、当時の岡山県知事は、大正天皇から「県下の貧しい人々の状況はどうか」とご下問を受け、知事は県内の貧困事情を調査したところ、悲惨な生活状況にあるものが県民の 1 割に達していることが判明。この事態に知事は、ドイツのエルバーフェルト市で行われていた「救貧委員制度」を参考にし、大正 6 年 6 月に「済世顧問設置規程」を公布し、民生委員制度の源と言われる「済世顧問制度」が生まれた。

※2 大正 7 年秋、当時的大阪府知事により、管内をいくつかの方面（地域）に分け、それぞれの方面に委員を置き、生活状況の調査と救済などの実務にあたる方面委員制度が始まった。

長い歴史と伝統を受け継ぎ、時代とともにその活動内容は変化していますが、地域の最前線において、常に地域住民の立場に立ち、様々な課題を抱える方々に寄り添いながら、全国で約 23 万人の方々が厚生労働大臣から民生委員に委嘱され、無報酬（ボランティア）で活動しています。

制度創設 100 周年という大きな節目を迎え、民生委員児童委員活動を広く国民に知っていただくとともに、行政も含めて、民生委員児童委員制度を一層深く理解いただくことが、今後の活動の充実に何より大切です。

7 月には、「民生委員制度創設 100 周年記念全国民生委員児童委員大会」が東京で行われます。これまでの 100 年の歴史を振り返り、将来に向けた委員活動の一層の充実、発展に向けて、「これからも地域とともに」の思いを新たにす機会として開催される予定です。



（民生委員制度創設 100 周年シンボルマーク）

民生委員児童委員信条

（民生委員児童委員信条）

民生委員児童委員はこの 5 つを信条に活動を行います。

一 わたしたちは隣人愛をもって
社会福祉の増進に努めます
一 わたしたちは常に地域社会の
実情を把握することに努めます
一 わたしたちは誠意をもってあらゆる
生活の相談に応じ自立の援助に努めます
一 わたしたちはすべての人と協力し
明朗で健全な地域社会づくりを努めます
一 わたしたちは常に公正を旨とし
人格と識見の向上に努めます

（民生委員児童委員に対する期待）

地域共生社会の実現が求められているなか、地域住民にとって最も身近な存在で、地域住民の相談援助活動や、行政機関へのつなぎ役として民生委員に期待される役割は大きくなっています。日頃の活動のなかで、生活困窮者の発見や、関係機関と連携した要支援者の見守りなど、積極的に関わっていただくことが期待されています。

（民生委員児童委員活動に対する支援）

昨今の少子高齢化、人口減少、地域コミュニティの希薄化などにより、地域では様々な課題が顕在化し、また、支援すべき対象者の増加と直面する課題の複雑化・多様化により支援の困難性や活動量も増加しています。

こうしたことも背景に厚生労働省では近年次のような支援を講じています。

- ① 民生委員児童委員活動保険に対する補助(平成 26 年度～)
- ② 民生委員児童委員活動費（交通費等）の増額（※） 1 人当たり 59,000 円（平成 28 年度～）
- ③ 地区民生委員協議会活動推進費の増額（※） 1 カ所当たり 230,000 円（平成 29 年度～）

※地方交付税による措置

自治体におかれましては、地域における民生委員児童委員活動の重要性を踏まえ、活動のより一層の充実のため、積極的なご支援・ご協力をお願いします。

